

(第三部)

第五回 参議員地方行政委員会會議録第十五号

三〇六〇

昭和二十四年五月十三日(金曜日)午後二時十五分開会

委員の異動

五月十一日(水曜日)委員鎌田逸郎君辭任につき、その補欠として町村敬貴君を議長において選定した。

本日の会議に付した事件

○都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○古物営業取締法案(内閣送付)

○委員(岡本愛祐君) これより委員会を開きます。先ず都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案を議題に供します。前回に引續いて質疑を行います。御質疑はございせんか。別に御質疑もなければ本案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにして御述べを願います。別に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議をございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案は原案通り可決することに御賛成の方は御起立を願います。

「議員起立」

○委員(岡本愛祐君) 全会一致と認

第三部 地方行政委員会會議録第十五号 昭和二十四年五月十三日

めず。よつて本案は可決と決定いたしました。尚、本会議における委員長

の口頭報告の内容は本院規則第四百四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容が、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして御承認願うことに御異議を

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とする方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

西郷吉之助 太田 敏兒
林屋龜次郎 深川榮左衛門
柏木 康治 島村 軍次
小川 久義 町村 敬貴

○委員(岡本愛祐君) 署名洩ればございせんか。ないと認めます。速記を止めて。

「速記中止」

○委員(岡本愛祐君) それでは速記を始めさせていただきます。

次に道路交通取締法の一部を改正する法律案の予備審査を行います。先ず所管國務大臣の説明を求めます。議員國務大臣。

○國務大臣(磯貝陸三君) 道路交通取締法の一部を改正する法律案について

の提案理由の御説明を申し上げます。

終戦以來、自動車など高速交通機関の増加によつて、道路における交通はとみに混雑の度を増して参つたのであります。このに伴い、交通事故発生

の危険も著しく増大しているものであります。事実道路上における交通事故の件数は、終戦以來増加の一途を辿つており、それによる悲惨な死傷者も日々想像以上の数に上つてゐるのであります。

を提出いたしました次第であります。何卒慎重御審議あらんことを御願ひいたします。

○委員(岡本愛祐君) それじや説明

○説明員(中野正幸君) それでは簡単に只今御審議に相成ります道路交通取締法の一部を改正する法律案を御説明申し上げます。初めに第三條、恐縮でございますが、新旧條文対照表を御覽頂きますとお分り易いのではないと思

三十三、四年でございます。その後今日に至りますまで左側通行と申しますことが我々の交通安全のために非常な大原則であるというふうに思われておるのであります。つら／＼考えますのに、左側通行、右側通行、そういうことは單に純粹に交通安全、交通事故防止の見地からのみ考えられるべきことであると思ひます。そういうたしなますと、歩行者は勿論、申上げるまでもなく人間は前から参ります交通に對しましては眼と耳と双方の機關を以ちましてこれを認識し、これを警戒することが出来るわけであります。後から来るものに対しては耳で聞くしかないわけであります。殊に頭巾を被つておるとか、その外は／＼なことのために耳の方だけであります。非常に後から追ひ越します車馬の警笛が聞こえないという場合がございます。又後から参ります自動車の場合から見ても、非常に黒い背中では夜分なんか非常に見えにくいというそういう理由で、対面交通はどうしても現在の双方左側を通る交通よりも事故防止上有効である、そういうふうに考える次第でございます。まして只今の大臣の御説明にもございましたように、アメリカにおきましては、聞くところによりまして、各州ともこの制度を法規を以て制定しておるやうであります。尚イギリスにおきましては、成文としてございせんやうでございますが、慣習といひまして対面交通が確立しておるといふふうに聞き及んで

このような見地から、先づ歩行者と車馬との間の事故を防止する爲に、歩行者は原則として道路の右側を通行することとし、歩行者と車馬とが道路の同じ側で対面して通行する方式、いわゆる対面交通を採用することにいたしました。次に交差点における車馬の交通の円滑を図る爲に、自動車の右折を、いわゆる小廻りの方法といたしまして、またこれに伴つて、交差点を横断する歩行者の安全がおよびやされないうようこれを保護する規定、その他車馬相互間の通行の順位に関する規定を整備し、以て交差点における事故防止を図ることとした他、若干の改正をいたしたいと存するのであります。

以上主旨によりましてこの法律案を提出いたしました次第であります。何卒慎重御審議あらんことを御願ひいたします。

○委員(岡本愛祐君) それじや説明

○説明員(中野正幸君) それでは簡単に只今御審議に相成ります道路交通取締法の一部を改正する法律案を御説明申し上げます。初めに第三條、恐縮でございますが、新旧條文対照表を御覽頂きますとお分り易いのではないと思

三十三、四年でございます。その後今日に至りますまで左側通行と申しますことが我々の交通安全のために非常な大原則であるというふうに思われておるのであります。つら／＼考えますのに、左側通行、右側通行、そういうことは單に純粹に交通安全、交通事故防止の見地からのみ考えられるべきことであると思ひます。そういうたしなますと、歩行者は勿論、申上げるまでもなく人間は前から参ります交通に對しましては眼と耳と双方の機關を以ちましてこれを認識し、これを警戒することが出来るわけであります。後から来るものに対しては耳で聞くしかないわけであります。殊に頭巾を被つておるとか、その外は／＼なことのために耳の方だけであります。非常に後から追ひ越します車馬の警笛が聞こえないという場合がございます。又後から参ります自動車の場合から見ても、非常に黒い背中では夜分なんか非常に見えにくいというそういう理由で、対面交通はどうしても現在の双方左側を通る交通よりも事故防止上有効である、そういうふうに考える次第でございます。まして只今の大臣の御説明にもございましたように、アメリカにおきましては、聞くところによりまして、各州ともこの制度を法規を以て制定しておるやうであります。尚イギリスにおきましては、成文としてございせんやうでございますが、慣習といひまして対面交通が確立しておるといふふうに聞き及んで

おります。さうな次第でございますので、我が國といしましても段々自動車その他の高速車も増加して來ます際でありますので、この際対面交通の制度を採用いたしまして、事故防止に資したいと存する次第であります。

次の第四條は今までの学生生徒の隊列、さういつた行列だけでは不十分でございますので、その他「歩行者の交通を妨害する虞のある者」といつたようなものもやはり車道を通つてもいいというようにいたしたいと思ひます。

それから第七條は簡單な規定でございますが、軌道車をやはり車馬と同じように無謀操縦をして事故の元になつては困りますので、無謀操縦を禁止するということにいたしております。

次に第八條で法令に今までありました車馬又は軌道車の操縦者は、法令に定められた速度の範囲内で、公衆に危害を及ぼさないように操縦しなければならぬ、この中の「法令に定められた速度の範囲内」というのを削つたのであります。只今ちよつと言ひました第七條の無謀操縦の第五号であります。「法令に定められた最高速度の制限を超え」と云々と書いてございまして、最高速度の制限を超えてやつてはいけぬ、運轉はいけぬ、というところは第七條と重複いたします。

倫罰則が双方とも喰ひ違つておりますので、現実の運用として誠に困りますので、第八條は「速度の範囲内」というのを削りましてスピード制限というものは無謀操縦一本に纏めたいと思ひます。

次に九條でございますが、九條は今までの自動車の運轉免許に關しまして、一項で非常に簡單でございますので、これを「運轉免許証を交付して、これを行ふ。免許証という字を法文に掲げることにはいたしません。同時に今までは運轉免許証を受けて且つこれを携帯しなければ運轉してはならないとなつておりました。免許証を受けなくて運轉する者と、携帯しないで運轉するものといふゆる無免許運轉と不携帯運轉が同じ項にありました。罰則も同じになつておりましたのでございまして、これは無免許運轉と申ししますのは、そういう資格がなくして運轉いたしますので、可なり情狀としても重いと思はれるのであります。不携帯の方はほんの不注意で携帯しなかつた、免許証は持つておられるけれども携帯しなかつたという場合があり得るので、この間の罰則を分けると思ひます。不携帯運轉の罰則を軽くするといふ意味で、項を分けた次第であります。

それから第十二條では併進したり、後退したり、轉回U字轉回と申しまして一つの道路の方でぐるぐる度三度六十度轉回して帰つて來るのがU字轉回と申しますが、そういうことは、例えは銀座通りその他新宿といつたような所では常に相當の区間を限りまして、一定の時間、その他片側とか、いろいろな制限を設けて可なり併進、後退、轉回を禁止する必要があると思ひますので、そういう権限を公安委員会に與えたいと存する次第であります。

それから次に第十四條であります。これが先程の大臣の説明にありました右小廻りでございます。これは第一項は左折する場合は、これは現在と交すところ、交差点へ來る前から今度曲ろうとする方向に應じまして、初めからその道路の片方に寄つて貰うということにして、左へ曲る車は左へ曲つて貰う。直進する車は真中を通つて貰う。右折するときは成るべく右に寄つて貰う、そういうことにいたしたわけでありまして、この第二項で右折の場合を考へてございまして、これは右折するときはできるだけ道路の中央に寄りまして交差点の中心の直近の側を進行して貰う。これは申し述べましたが、自動車だけでございまして、自動車は高速でございまして、現在第三項にございまして、自動車以外の車馬は現在の三項の規定に應じますように、一過番の進め信号に應じまして、道路の端まで交差点の片方の端まで出ておりました。又曲ろうとする方向に進めになつてからさうへ廻るといふことに現在になつておられるわけでありまして、これを今後は自動車以外の車馬に限りまして、自動車は片方が青であります中に、つまり赤の方に向つて曲つてしまふことはできる、そういうふうにして曲つて貰う。そういうことにいたしたいと存するのであります。これは段々自動車その他の車輛も殖えまして、交通が複雑になりますと、この方が交通を円滑にするゆゑんでございまして、向これに伴ないまして歩行者が横断歩道の……歩行者の歩道につきましては、後程該條文で御説明申し上げます。

次に第十六條であります。これは優先通行以下相當條文、いわゆる優先通行の規定でございます。この十六條にございましては、各種の自動車が優先順位に従ひまして、順位に後のものは先のものに進路を譲らなければならぬ、そういう規定でございます。それ

れで今までと違ひまして緊急自動車は第二順位、これは依然として前の通り、軌道車は軌道の上しか走りませんので、これは第一順位、次に緊急自動車以外の自動車、これが次の第二号にございまして、緊急自動車以外の自動車は、例えは普通の乗用車、それからトラックとかバスとかあつた大きなもの、その次はスクーター、デイスモーターとか、あつたような種類、さういふ三種に現在、最高速度が分れております。それを第二項で通行順位を定める、ですからデイスモーターやスクーターは後から普通自動車に参りますれば、進路を譲つて貰うというようにいたしたいと思ひます。それから自動車以外の車馬が一番遅いのであります。これが一番最後になります。かようなものについて通行の順位による通行の区分や又道路を譲る方法、又道路を譲らせる方法、さういつたものにございましては、命令に委任してこれを規定したいと思ひます。

次に第十七條は交通整理の行われていない交差点の場合であります。その場合におきましては、通行の順位に拘らず、要するに向うが牛車であつてもこちらが普通自動車でありまして、他の道路からすでに交差点に入つてしまつておる車馬又は軌道車に対しては進路を妨げてはならない、これは先へ入つたものが勝ちだということでありまして、但しここで御注意願ひたいのは、これは進路を譲らなければならぬといふ書いてございせん。進路を妨げてはならないとございせん。前に入つたものが勝つけれども、併し自分の方がそれより早く前に通り抜けられるという場合におきましては、通つてい

いわけです。進路を譲る必要はないのであります。ただ先に入つたものの進路を妨げてはいけぬといふことになつております。それから次の十八條は狭い道路から廣い道路に出て参りますと、交通が頻繁の道路に入ろうとする場合におきましては、狭い道路の方の車馬に少し遠慮して進路を譲つて貰うということになつております。これは現在は一時的停車するか、又は徐行するということになつております。その選択がそのときの具體的の事情によつておつたのであります。これは一定の交差点につきましては、すでに一旦停車をさせる必要があるのではないかと、現行法規ではそのときの具體的の……な條件が非常に分りづらいのであります。現実の問題として立証し難いような事情もございまして、さういふ危険なところならば、現実の事情に拘らず常に一旦停車すべき場所を定める必要があるといふことで、その権限を公安委員会に認めたといふことであります。御参考までに、これは欧米等におきましては全部常に一旦停車ということになつておるやうであります。こちらは今までは、選りだつたのです。提出いたしました法案では選りださなくて、公安委員会が特に必要があると思ひましたら、一旦停車する場所を指定することができるよう。さういふ権限を公安委員会に與えたいと思ひます。次に第十八條の二でございまして、優先交通の順位を決めた規定でございます。これは若干複雑しておりますので、簡単に申上げますと、右小廻りには要するに青のうちに右小廻りできますので、右小廻りす

るべきで、左へ曲る車は左へ曲つて貰う。直進する車は真中を通つて貰う。右折するときは成るべく右に寄つて貰う、そういうことにいたしたわけでありまして、この第二項で右折の場合を考へてございまして、これは右折するときはできるだけ道路の中央に寄りまして交差点の中心の直近の側を進行して貰う。これは申し述べましたが、自動車だけでございまして、自動車は高速でございまして、現在第三項にございまして、自動車以外の車馬は現在の三項の規定に應じますように、一過番の進め信号に應じまして、道路の端まで交差点の片方の端まで出ておりました。又曲ろうとする方向に進めになつてからさうへ廻るといふことに現在になつておられるわけでありまして、これを今後は自動車以外の車馬に限りまして、自動車は片方が青であります中に、つまり赤の方に向つて曲つてしまふことはできる、そういうふうにして曲つて貰う。そういうことにいたしたいと存するのであります。これは段々自動車その他の車輛も殖えまして、交通が複雑になりますと、この方が交通を円滑にするゆゑんでございまして、向これに伴ないまして歩行者が横断歩道の……歩行者の歩道につきましては、後程該條文で御説明申し上げます。

次に九條でございまして、九條は今
まで自動車の運轉免許に關しまして、
一項で非常に簡單でございまして、

つておりません。ただアプロチと申
しますか、交差点へ来る前から今度曲
ろうとする方向に應じまして、初めか
ない、そういう規定でございまして、そ

つたものが附けられ、併し自分の
方がそれより早く前に通り抜ける
という場合におきましては、通つてい

る自動車と反対側から進んで参ります
自動車と一過として交差点の中で
ぶつかるといふようなことになりま
すので、その場合にどちらが勝つかとい
う規定でございまして、その場合直進
するものが勝つ、右折する方が負ける
んだというものであります。併しここ
に但書きにございまして、合理的
に判断できる範囲で、向うから直進し
て来る車の前を突切れるという場合に
おきましては、一時停車したり、又は
徐行して進路を譲る必要はなく、た
だ徐行したままで直ぐ通り抜けてよろ
しいということになっております。尚
そういう場合におきましては、向うか
ら直進して来る自動車、これに今の右
折してしまつた——もうすでに右折を
開始してしまつた自動車に対しては、
は、向うから直進して来る自動車の方
が負けて、進路を譲つてやるといふわ
けであります。この点は御質問等ござ
いまして、後日詳細に図面でももち
ましてお答え申上げたら便利かと存じ
ます。

ります歩行者を脅かさないといふため
には、現在の方法がいいわけでありま
す。併し先程申上げましたような理由
によりまして、一つの信号で右へ廻つ
て貰つた方が交通が円滑に行くと思
いますので、そういう制度を取らうと考
えるのであります。その場合には今
度は横断歩道を信号に従つて通行しま
す歩行者をやはり放つておいては片手
落になると思ひましたので、それを防
ぐために、右廻りするものは丁度自分
の進路を通行している横断歩道の歩行
者の通行を妨げてはならない、と申し
ますのは、これは若干御説明を要する
と思ふのであります。何でもかでも
横断歩道を通行しております歩行者を
保護いたしますと、右廻りの自動車が
沢山溜つてしまひまして、却つて円滑
が非常に阻害され、右廻りの自動車は
交差点の中央に沢山溜つてしまひま
うことになつてしまひますので、無條
件に横断歩道を通行する歩行者を保護
するわけには行かない、但しそこまで
参りました自動車も自分の進路に入つ
ておる歩行者に対しては、自分の方が
譲らなければならぬ、それで歩行者
をも保護し、又一面右廻りの自動車
が停滯いたしまして、交通が円滑を欠
くといふことを防ぎたいと思ひました
わけでございます。

て貰う、又歩行者の方もなすべき当然
の注意を拂わないで車道に入つたり、
又当然車馬の前に飛出してはいけな
い、双方に注意の義務を與えたわけ
であります。

れを第一項にいたしまして、第二項に
おきましては、そういう虞れのある車
馬に対し、又は先程申上げました第七
條第二項で申しました無謀操縦で
ございまして、酔つて運轉したとか、或
いはスピードを超えて、制限を超えて
違反したとか、そういうたような無謀
な操縦の虞れがある、或いは只今御説
明申上げました第一項の規定に違反す
る、そういう虞れがある場合におきま
して、そういうことを疑ひに足る相
当の理由があるときは、当該警察又は
警察吏員が一時これを停止いたしました
て、運轉の免許証や車輛検査証の提示
を求め、並びに簡單に構造や装置を檢
査することができるといふことにいた
したいと存するのであります。これが
現在定期検査のときだけよく調整され
ておりました、何分にも車が大部分
車ばかりでありますので、現実に走る
場合にはいつも車輛検査をやつた場合
のようにいつき調整されておるとは
限らない、それが事故の因であるとい
う点ですから、訂正するのは非常に効
果があると考えられるわけでありま
す。その場合に当該警察官又は警察吏員はそ
れを檢査いたしました、安全のために
必要な應急の処置を指示し、例えば酔
つて運轉しておるものについては、
酔いが醒めてから運轉して貰うやうな
処置を指示いたしまして、同時に相当
の構造装置の欠陥、又は不調整、調整
しておらない点があると思ひました場
合には、警告書を交付することができ
るといたしたのであります。この警告
書を受けましたものは、警告書に記載
された期間内におきまして、警告書に
記載された警察官又は当該行政廳で
から、これはできませんことならば、本

人の希望する警察官又は当該行政廳、
これは現実の問題といたしましては道
路運送監理事務所でございますが、そ
こに行きまして、期間内に調整を終
え、又は構造装置を備へ、又は調整を
終へまして、その旨の証明を受けて参
ります。そういうことにいたしましたの
であります。

次に十九條は、これは今までの優先
交通の規定を整備いたしました關係
で、例外的條文を置く必要ができた
わけでございます。

それから十九條の二、これが右廻
りの採用に伴ひまして歩行者を保護し
たいと考へた次第でございまして、今
の日本流の右廻りの方法、要するに青の
うちに、青の出るところまで行つて廻
つておりました、今度廻つた先が青に
なつてから右に廻る、そういう様式、
これは大体において歩行者本位とい
うことができると思ふのであります。歩
行者が同じ方向の横断歩道を通過つてお
りますので、その横断歩道を通過つてお

次の第二十三條の二は、これが新設
の條文でございまして、車馬のいろい
ろな交通事故を起しますもの相當の
部分に構造と装置、特に走行装置、ハ
ンドルであります。それから制動装
置、ブレーキですね。それで前の車輪
というやうな、主要なところの構造装
置が必ずしも常時調整されていいた
めに起るのであります。これは運輸省
におきまして、現在車体検査、車輛檢
査を行つておるわけでありまして、こ
れは相當有効期間もございまして、そ
の後の日常の運行しております場合に
おきます車輛の整備といふことにつ
きましては、定期的な検査では十分
の條があるものであります。従いまし
て、交通事故を防止いたしますために
は、道路を走行いたします諸車や、軌
道車は常に法令に定められた構造装
置を備へるばかりでなくて、これが調整
されていなければならぬといふこと
が必要であると思ふのであります。そ

次に第二十六條の二であります、こ
れが手数料の規定であります。これ
は現在も実は運轉免許並びに運轉者試
験に關しましては手数料を徴収いたし
ております。これは元の法律の九條の
第七項でございまして、最後の條項
でございまして、その命令で定めると
いうことで、命令を以て規定してあり
ましたのであります。これは手数料
を徴収する場合には、法律に記載した

次に第二十六條の二であります、こ
れが手数料を徴収するといふ規定
を置きましたので、まだ許可証、許可
をいたしました場合に許可証といふこと
が法律の上に載つておりません。これ
を載せまして、併せて手数料を徴収す
る條文を起すことにしたのでありま
す。

第三部 地方行政委員会會議第十五号 昭和二十四年五月十三日

三

三

三

三

方が正当であると考えまして、この機会に手数料を徴収するということとを法律に譲つて頂きたいと思ふ次第であります。尚この自動車運轉試験並びに運轉免許証交付手数料の方は、長年やつておりましたもので、變つておりませんが、この第二項に警察署長がいろいろな許可をする、そういう場合にも手数料を納めなければならぬ、こういう規定を與えておりましたが、これだけは今度新しく規定いたしました次第であります。

それから第二十六條の三、次の條文は自治警察についてでございます。

役又は五千円以下でありましたものを五万円、それから六箇月以下の懲役又は三千円というのを一万円、体刑の方は前の規定の通りであります。罰金の額は若干高くなつたのであります。これは現在の貨幣價値の關連から申しまして、又他の法律におきましての体刑と罰金との均衡の点から行なひまして、これぐらい罰金の方だけ上げることが適當であろうと考えた次第であります。

後は三十一号に警告書の交付をここに「ごちや」と直してございますが、これは警告書の交付は或る場合におきましては運轉者自体が悪いかも知れませんが、或る場合には使用主が悪いかも知れません。自動車屋が悪いかも知れないと思ひますが、そういう場合におきましては、同様に併料する。受けた者の外に、その法人又は人に対しては併料することが出来る。そういうことを規定したわけでございます。

それから附則でございますが、附則の第一項で、施行期日を十一月一日といたしてございまして、先程申し上げました対面交通、又は右小廻り、その他日本の交通慣習からいいますと、相当な点がございまして、特に對面交通は先程申し上げましたように、法制化されたのが明治三十年、五十年に亘る歴史を持つております。それをこの際打破するわけでございますので、そのためには十分慎重な準備をする期間、準備訓練の期間を要すると思ひまして、施行期日を十一月一日にいたしました次第であります。

以上で説明を終ります。

○委員(岡本愛蔵君) 只今までの國務大臣の説明、それから説明員の説明に對しまして、御質疑がございました。お願ひいたします。——御質疑がございました。それは道路交通取締法の一部を改正する法律案の審議は、今日はこれだけに止めて置きます。

○委員(岡本愛蔵君) 次に古物営業取締法案につきまして、過日の御質問に對する答弁が残つておりますから、その答弁が残つておりますから、その答弁をして頂きます。島村委員から協同組合の關係について御質問がございましたが、それについて武藤政府委員から、

○政府委員(武藤文雄君) 問府政府委員から……

○政府委員(岡本愛蔵君) 協同組合が古物の買入交換をするような場合に、本法の適用を受けるかどうかという御質問でございますが、協同組合の先ず性格が問題になるわけでございます。合、さうなものがどういふものであ

るかということが先ず第一の問題であります。法律によりまして、これは法人と決められておりますが、無論私法人的なことだと思ひます。而してこれが公益事業の外に、営利を伴う事業ができるかどうかという点が次の問題でございます。その点協同組合の性格は余り明確ではないのであります。併し利益を伴う事業ができるというところは、これは間違いないと思ひます。

従ひまして協同組合が古物の買入交換をいたします際には、利益を伴うこともあつたわけでございます。さうな場合には、本法第一條に申します。營業に該当することになるのでございませう。更に公益法人に對しましては、この法案が適用されないで、さうな協同組合については、適用される点につきましては、この法案によりまして、古物の買入交換をする者に対しては、相當の義務を課してゐるわけでございます。業者といたしましては、相當の負担になるわけでございます。それで當利的な事業をいたしておりますものに對しては、當利の収益を得る半面におきまして、相當の監督を受け、法律上の義務を遵守するといふことも無庸必要でもあり、問題がないと思ひますが、公益法人の場合におきましては、全然當利を離れて、全く公益の見地において事業を営むといふものに対しては、嚴重なる制限を設け、又いふ／＼な法律上の義務を課するといふことは、相當に公益法人に對しまして、何と申しますか、無理を強いるといふやうな感じがいたします。その点當利を伴う業者に對する關係と、専ら公益を目的とする場合とを區別いたしました。本法

案におきましては、當利事業の場合にこの法案に該当するといふことにいたしましたのでございませう。

○島村軍次君 只今の説明は了解いたしました。昨日質疑のあつた物資活用協會といふものは法人なるが故にといふ御答弁があつたについて、その点をもう少し明確に……

○政府委員(岡本愛蔵君) 御指摘の通りに、昨日申上げました趣旨と本日申上げましたことは若干變つておりますが、生活物資協會は公益財団法人で、從つて公益事業を目的とし、當利を目的としたのではない法人でございませう。本法の適用がない、さういふ御了承を願ひます。

○島村軍次君 昨日の質疑はですね、そこに非常に見解がなか／＼解決上むづかしいといふことが問題となつたと思ひますが、財團であるが故に、一つの義理行爲といふか、その事實は協同組合やなんかのやうな場合と殆んど同じことにはなるのではないと思ひます。事實問題はさうです。そこでこの場合は、同じ行爲をやつても財團なるが故にといふことで、結論的に當利行爲とみなさんといふことの御解釈だと思ひますが、その点、さうなりますと、協同組合等の場合においても、財團と全く同じやうな形において取扱い得る、取扱い得ると思ひます。従つて、これは見解の相違かも知れませんが、その点がどうも今しばらくはつきりせんやうに思ひます。従つて、併し説明を承りましたから、私はその程度で質問を打ち切ることいたします。

○委員(岡本愛蔵君) 他に御質疑ございませうか……今の御質問に連關してお尋ねするのでありますが、物資活用協會は財団法人であるから、いろいろの物資の交換をやつたり、或いは活用したり、それを職業のごとくやつておつても、それは營業でない。こゝに認めてよいのですか。

○政府委員(武藤文雄君) 物資活用協會は財団法人として公益法人でございませう。さういふ意味において、その公益法人としての性質上、營業といふゆる當利事業を営むべきものではないことを建前としております。従つて本法にいう營業には該当しないものと解釈いたします。

○委員(岡本愛蔵君) そりすると、若し、それをやつておつて相當利益を得ておるといふ事實があれば、それは第六條の、古物商でない者が古物を買入し、交換し、若しくは委託を受けて買入し、交換することを營業として行なひないといふ、この規定に反しますか。

○政府委員(武藤文雄君) 大体公益法人でございませうから、そも／＼當利事業を営むべからざる性質のものでございませう。従つてその場合においてその團體が當利事業に亘つたと言へば、本來のその法人の設置目的に反する。従つてそこに監督責任上の問題がすでに生じて来るだらうと思ひます。従つて又御説明の通りに第六條に關係して来る場合も考慮することでございますが、先ず一次的にそのものは果して公益法人として存せられるべきものかどうかといふことも起つて来るだらうと思ひます。

○委員(岡本愛蔵君) 財団法人だから當利事業に似たことをやらないとは

ういうことを規定したわけでございます。

て、農業協同組合或いは商工協同組合、さういふものがどういふものである。

者に対する関係と、専ら公益を目的とする場合とを区別いたしましたして、本法

ます。
○委員(岡本俊雄) 他に御質疑ご

○委員(岡本俊雄) 財団法人だから営利事業に似たことをやらないとは

限らないのであつて、例えば鉄道弘済会というものは財団法人であらうと思ひます。あれはいろいろな駅の品物を賣つたりして相当の利益を上げておる。これは立派な営業であると思ひますが、財団法人であるから営業はやらない建前だといふことは言えないと思ひます。

○政府委員(武蔵文雄) お説のような議論も十分出ると思ひます。ただやはり弘済会という文句で現わされておられます。具体的には知りませんが、鉄道関係のいろいろの人達のお互に救済する趣旨から設置されておつて、公益法人となつておるだらうと思ひますが、仕事の内容の実際について

は営利的の事業といつたことも考えられましようが、その法人自体の設置の目的といふものは、やはり公益法人という性格を備へたものだらうと思ひます。内容的に非常に先程からも御質問がございましたが、実際は非常に似た分野が出て出る。公益法人と営利法人との間に実際上は非常に似たような活動といふものが出来て来ることは十分考えられます。併しそれをどこで区切るかと言へば、やはり法律上現れておる制度、形といふものによつて限界を引く外ないと思ひます。さういふ意味において公益法人と営利法人を一應その限界としたわけでございます。

○委員(岡本俊雄) 昨日衣服商業協同組合連合会の方から陳情があつたのですが、その点に就いておると思ひます。物資活用協会とかいふの財団法人がやはりこの古物営業に甚しく似たことをやつておる。その方はこの古物営業取締法の適用を受けないといふことになるが非常に片手落ちだ、そ

ういふ所に随分盗品も入つておる。それも是非取締るようにして頂かないと、この法律を制定せられた目的の一半が達成せられない。だからここに第一條に定義を書いて呉れ、こゝういふ陳情であつたのであります。それでやはり財団法人で営利的の事業で而も盗品も沢山混つておるといふことが行われておるのですからこの点は考へて見られた方がよいんじゃないか、こゝう思ひます。

○政府委員(武蔵文雄) 今の点は財団法人で特別な法規がある筈ですけれども、民法の財団法人で設立した以上は、営利行為を行うことはできないといふのが、それが財団法人のごとき営利行為を行なつてはそれは間違ひじゃないでしようか。恐らく財団法人は課税もせられないと思ひます。税金を逃れ

てもぐりの古物商を営んでおれば、そのもぐりの方をぎゅつと押さなければならぬ立場になつておると思ひます。さればと言つてそこで皆それを認めるかと言ひましたところで、古物商として認めることは今の法律の建前ではできないだらうと思ひます。

○委員(岡本俊雄) そりすると、若しそりいふことをやつておれば第六條で縛られる。

○政府委員(武蔵文雄) もぐつて貰つてはならぬ。従つて民法の財団法人に反したことをやつておるといふ建前にありますね。

○委員(岡本俊雄) それは民法の違反でもあり、第六條の違反でもあるといふことになりやしないかと思ひます。その違反にさせるよりか、やはり第一條のところにゆとりを持たせて、そりいふものまでこりいふ取締法の範

囲の中に含めるといふことの方がよいのではないかと思ひます。

○國務大臣(議員三三三) そりすると、民法の財団法人に営利行為を許すとかいふことになりませんが、課税について財団法人として特別な取扱ひでなしに課税からいたしまして、登録からいたしまして、みんな営利法人として会社と同一の取扱ひをしなければならぬわけですが、みんな民法の法人も財団法人も全部を会社と同じように扱ふといふことは如何かと思ひます。

○委員(岡本俊雄) 今回の問題は、営利を目的としな法人としてあれはあれで認めて、財団法人を認めて、営利行為を目的としておるその他の法人については会社法の規定を適用するといふ方が正しいと思ひますが、どうも法律の上で同じように取扱ひをするといふことはむずかしいと思ひます。

○委員(岡本俊雄) そこで問題は古物商といつても営業を営んでおるものだけを取締るか、営業を営まない、財団法人だから営業は営まないものと

して、その営業を営まないものでも臨時のことをしておるものには、この法律で取締つてその目的を達成する。こりいふ問題ですね。

○政府委員(岡本俊雄) 今回の問題につきましましては、実は若しおきさつがございまして、その経過を申し上げて置

たいと思ひます。古物商の業者の方からは生活物資活用協会の経営いたしております日用品交換所のごときものは実体は古物商と結局同じものであるから、営業である、営業でないといふことに拘らず古物商と同じような監督と取締りの下に置くことが適当で

ある。そりいふ趣旨でございます。私共も防犯の見地から申しますと、大体実体は同じことであるので、同じような取締をするといふようなこと考へられるわけでございますが、ところが現行法におきまして、古物商取締法でやはり営業者を対象としての法律になつておりました。従来生活物資活用協会の経営しておりました日用品交換所は従つて現在取締を受けていないと思ひます。たゞ古物商取締法の改正を立案いたしております当時生活物資活用協会の監督官廳であります商工省からこの問題につきまして我々の方を救回に亘りまして申入れもして交渉をいたしておつたのでございまして、商工省の考へていたしましては、生活物資活用協会は戦争中からできたものでございまして、日用品交換所の交換輸送事業も戦争中から、或いは戦後におきまして衣料品その他日用品の不足の

状態に対処するために、商工省において特に全国的に奨励をいたしまして、この日用品の交換輸送事業を指導育成して来ておるのです。従つて古物商取締法の改正に際して、従来そりいふ経過で来ておることをよく了解をされて、今後とも商工省なり或いは都道府県において責任を持つて監督し、又育成指導して行くから古物営業取締法の適用からは現在通り除外して貰いたいといふ、向うからの、商工省側からの非常に強い要望であつたのでござい

ます。さういふ状況でございますので、その問題につきましましては、我々いたしたしても暫く現行法通りの範囲にいたしたのでござい

た。で業者の言つておられるような違反行為は余りないので、日用品交換所といふ所において……

○政府委員(岡本俊雄) その点に關しまして、この日用品交換所の経営方法にも関連して来る問題でございまして、現在日用品交換所は出品者委託者が品物をそこに持つて参りまして、それを欲しい人が買取つて、初めてその後において代金の決済をするといふ方法を取つております。それが厳格に守られれば、盗品をこの日用品交換所に持つて行つて捌くといふことは、非常に少いと思ひます。日用品交換所に持つて行つて直ぐに現金に替へられるといふことになりまして、古物商と同じようなことにもなりますので、このことにつきましましては、私共の方からも商工省に十分に申しまして、又商工省におきましても、絶対に責任を持つて代金を即時決済するといふことは絶対にさせない。本当に買手から代金が仕拂われて後、出品者委託者に渡す。この点は厳重に監督し、遵守されたいといふ約束になつております。さういふことになりますれば、今御指摘のような場合は非常に少いと思ひます。

○委員(岡本俊雄) それからこの前御説明が不十分であつた第二十一條と民法の關係、それについて御説明をお願いいたします。

○政府委員(武蔵文雄) 第二十一條は民法の百九十四條の又例外の特別の規定になつてゐるわけでありまして、大體民法の百九十二條におきまして、動産の善意取得といふことについて、いわゆる動産の安全の保護といふ見地から、民法の百九十二條といふものが置

かれております。「平穩且公然ニ動産ノ占有ヲ始メタル者カ善意ニシテ且過失ナキトキハ即時ニ其動産ノ上ニ行使スル權利ヲ取得ス」という規定があるわけであり、ところが盗品又は遺失物については、その特則は次の第九十三條に認められておるわけであり、前條ノ場合ニ於テ占有物カ盗品又ハ遺失物ナルトキハ被害者又ハ遺失主ハ盗難又ハ遺失ノ時ヨリ二年間占有者ニ對シテ其物ノ回復ヲ請求スルコトヲ得」となり百九十三條によりまして、盗品又は遺失物の場合は、被害者、又は遺失主は二年間その物の回復を請求することができる。これは次の百九十四條との関係において、無償で回復を請求することができる、というところになつております。ところが更にこの例外規定が、次の百九十四條にあるわけであり、占有者カ盗品又ハ遺失物を競賣若クハ公ノ市場ニ於テ又ハ其物ト同種ノ物ヲ販賣スル商人ヨリ善意ニテ買受ケタルトキハ被害者又ハ遺失主ハ占有者カ拂ヒタル代價ヲ弁償スルニ非サレハ其物ヲ回復スルコトヲ得」となり盗品又は遺失物は現在それを保持している占有者が競賣によつて、或いは公の市場或いは同種品の品物を賣つてゐる商店から買つたという場合には、それを回復する場合には代金を拂わなければ戻すことができない、ということになつておるのであります。ところが、この本法案の第二十一條においては、更にこの百九十四條の例外規定を設けておりまして、古物商から回復する場合には、二年間は無償で回復ができるという規定になつておるわけであり、何故古物商につき、かように又特例を設けて

おるかと思はれますれば、これは現行法においても明治二十八年以來同じような趣旨でつと運営して参つたのであります。これについてはいろいろの考へ方があると思ひます。つまりかような營業をする古物商というものは、常にこゝろを品物を扱つておる。従つてそれについての知識、経験というものが非常に豊富である。一般素人と違つて、物についての知識、経験というものが非常にある。従つてその物を扱うにについては、普通の人は違つて非常に優れた技能というものを持つておる。従つて殊に適正な古物營業をするためには十分な知識、技能によつて、物を扱うに十分な注意を要する、十分の注意を以てその營業を営まなければならぬ。かような意味において、この古物商には特に重い責任を課し、一方被害者という者は誠に氣の毒な事情で盗難にかつた、或いは遺失したといったものについては、それを無償で返還できるように現行法においても認められて來たわけでありまして、そこで問題になるのは、結局何故二年間は古物商から無償で回復を求めることができるか。誠に善意な古物商にはお氣の毒ではないかという問題が起るわけであり、これについては要するに考え方が二つあるわけであり、古物商を保護して、その營業の安全を確保すべきか、或いはこの無辜の國民、被害者たる國民、これを保護すべきかという二つの立場によつて、この問題が二様に考えられて來るわけであり、従來は現行法の下において、先程申し上げたように、これと同じような法制になつておるのであります。古物商において、こゝろを品物を扱うに、これを警察が発見し

たときは、被害者に還付することになつておりますが、その場合においてはその古物商は、その物を買つた前の古物商に対して求償する。ただで取上げられるから、その古物商はその前の古物商に還つて求償できる。そゝうした損害の場合には求償して行く。そゝうして最後に盜品を直接買つた古物商が、その危険を負担するということになつて、業者の間においては、いわゆる本當の善意な古物商というものは損失といふものは、これを補填されておるという慣行になつております。従つて本當に善意であつた古物商といふものは、損害から十分免がれるということも民法の規定によつて、而も同業者間の仁義と申しますか、それによつて求償關係によつて損失を補填する方途を講じておるわけであり、従つてこの本法におきまして、この知識、経験の豊富な古物商といふものには、やはりこれについての相當の責任、注意を以て營業するようにし、そして一方において氣の毒な國民、一般被害者といふものをこれによつて救済して行くといふ趣旨でございます。非常に二つの対立した利害關係を如何に調整して行くか。これについては我々もいろいろ研究いたしました。結局現行法のような趣旨で、やはり二年間といふものは無償回復を認めて、その後は一般の民法の原則によつて行く、こゝろにふたつた方がよろしいのではないかと、ただその間從來は、一度その物を警察が取上げてしまつて被害者に返してしまふ方途を講じておつたのであります。警察がかような所有權の移轉に關與することは面白くないだ

らう、従つて今回はこれを避けて、當事者間の回復請求という問題に移した。その点が今回の法においては從來と非常に違つた改正の点になつております。

○西郷吉之助君 只今第二十一條につきまして説明を伺いましたが、大体その點の御説明の内容につきましてはよく分るのでありますが、この点につきましては前回におきまして、本委員會においてはいろいろ他の委員より質疑が出た点でありまして、又聞くところによれば衆議院の地方行政委員會におきまして、憲法違反ではないかといふような議論も出ておるようであり、それにつきまして國務大臣の御所見を伺つて置きたいと思ふのであります。

○國務大臣(議員三君) 衆議院では、第二十一條では憲法問題に起つておるまい。第二十三條であります。

○西郷吉之助君 第二十一條の二年を経過するといふ点につきましては、それを一年に改めるような修正案を衆議院において考へておるようですが、その二年を一年にするよりな点につきましてはどうであるか、政府内部の御意見を伺いたい。

○國務大臣(議員三君) お説の通りであります。今年が多分一年に修正されることを考へております。私の方でも敢て一年といふことには反対はいたしておりません。

○委員(岡本愛雄君) そゝういたしますと、若し一年に修正したときには、この民法の百九十三條によりまして、二年間は回復請求権がある、無償である、その例外が今御説明のように百九十四條であつて、そしてこれは遺失

物や盜品を競賣で買つたときは金を拂わなければいけない、併し金は拂うけれども、二年間の回復請求権はあるといふことだと思ひますが、それと一年の關係はどうなりますか。

○政府委員(武岡文雄君) 非常に複雑な關係になります。要は、一年間は特別法の又特別法でありますからこちらが優先いたします。従つて一年間は民法の第二十一條で行つて、次の一年は民法の百九十四條で行くということになると思ひます。

○西郷吉之助君 そゝうすると、今國務大臣は差支えないように言われたけれども、そゝういふように特別法であり、民法が故に、これで一年にしても、民法の方では二年でありますから、結果としては同じなんです。ところが、二年であるが、結局民法においては二年あるのですから、一年にしてもこれは差支えないやうなものであるけれども、民法の規定と對照しての二十一條といふことになると、一年にするといふことは余り適當でないのじやないかと思はれますが、その点は如何でしようか。

○國務大臣(議員三君) 今出ております遺失物法は確か一年だつたと思ひます。ですからその方に合した方がいいたるやうなことで、一年に同意しましたやうなわけであり、これを二年にして民法の方に合せるか、一年にして遺失物法の方に合せるかといへば、一年にして遺失物法の方へ合した方がいふば現代的であらうといふやうな考へもありまして、結局一年の修正に同意することになりました。これは衆議院の方では六月といふやうな意見もありましたが、六月じや困る、

ではこれは單に法令に違反したときとなつております。あらゆる法令に、關係のない法令に違反した場合でも許可の取消ができるようなことになつておられますが、それより余程範圍を限定しておるのです。

○委員長(岡本愛祐君) それじや今日はこの程度で散會いたします。

午後四時十九分散會

出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
委員 林屋龜次郎君
深川榮左門君
柏木 康治君
西郷吉之助君
島村 軍次君
町村 敬貴君
太田 敏兄君
小川 久義君

國務大臣 國務大臣 議員 詮三君

政府委員

國家地方警察 武藤 文雄君
國家地方警察 間持 信義君
國家地方警察 中野 正幸君
國家地方警察 警視正(警備) 部交通課長

説明員

五月十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第三條 道路を通行する歩行者は、右側に、車馬は、左側によらなければならない。

歩道と車道の別のある道路においては、歩行者は、道路の左側の歩道を通行することができる。

第四條第一項中「華列その他の行列」の下に「及び他の歩行者の通行を妨害する虞のある者で、命令で定めらるるもの」を加える。

第七條第二項第一号中「車馬」の下に「又は軌道車」を加え、同條第三項を削る。

第八條第一項中「法令に定められた速度の範囲内」を削る。

第九條第一項を次のように改める。

自動車は、公安委員会の運轉免許を受けた者でなければ、これを運轉してはならない。

第九條第二項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定による運轉免許は、自動車運轉者試験に合格した者に對し、運轉免許証を交付して、これを行う。

自動車の運轉者は、運轉中、運轉免許証を携帯していなければならない。

第十二條に次の二項を加える。

公安委員会は、危険防止及びその他の交通の安全のために特に必要があるとき、区域を限り、併進、後退又は轉回について、必要な制限を定めることができる。

第十四條 車馬は、左折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の左側によつて徐行して回らなければならない。

自動車は、右折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の中央によつて交差点の中心の直近の外側を徐行して回らなければならない。

自動車以外の車馬が、右折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の左側によつて交差点の中心から離れた外側を徐行して回らなければならない。

交差点の意義については、命令でこれを定める。

第十六條第一項第二号中「緊急自動車以外の自動車及び軌道車」を「軌道車」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 緊急自動車以外の自動車

同條第二項中「前項」を「前二項」に、同條第三項中「緊急自動車」を「第一項に定める通行の順位による通行の区分、進路を譲る方法その他必要な事項及び緊急自動車」に改め、同條第二項を第三項とし、同條第三項を第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

前條第三号の自動車相互の間の通行についての順位は、第十條第一項に規定する命令で定める最高速度の順序による。

第十七條を次のように改める。

第十七條 車馬又は軌道車は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとするときは、第十六條第三項の規定にかかわらず、他の道路から既に交差点に入つてゐる車馬又は軌道車の進行を妨げてはならない。

順位の同じ車馬が、交通整理の行われていない交差点に入つた方向から同時に入ろうとする場合においては、右方のものは、左方のものに進路を譲らなければならない。

第十八條第二項を次のように改める。

公安委員会は、交差点の状況により特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、常に一時停車すべき場所を定めることができる。

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條の二 手信号による交通整理の行われていない交差点で右折しようとする車馬又は軌道車は、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車があるときは、第十六條第三項又は第十七條第一項の規定にかかわらず、これに進路を譲つて、一時停車するか又は徐行しなければならない。但し、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車の進行してゐる地点、速度、進行の方向等から安全に通行できると合理的に判断される場合において、一時停車することを要しない。

前項但書の場合においては、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車は、既に右折してゐる車馬又は軌道車に進路を譲らなければならない。

前二項の場合において、右折しようとする車馬又は軌道車が、回る地点に達するまでは、これを直進するものとみなす。

第十九條第一項中「接近して來たときは、」の下に「第十七條及び第十八條の二の規定にかかわらず、」を加え、同條第二項の次に次の一項を加える。

第十四條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條並びに第十九條の二の規定は、緊急自動車については、これを適用しない。

第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條の二 交通整理の行われていない交差点で左折し、又は右折しようとする車馬又は軌道車は、横断歩道において信号に従つて車馬又は軌道車の進路を通行してゐる歩行者の通行を妨げてはならない。

進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車は、既に右折してゐる車馬又は軌道車に進路を譲らなければならない。

前二項の場合において、右折しようとする車馬又は軌道車が、回る地点に達するまでは、これを直進するものとみなす。

第十九條第一項中「接近して來たときは、」の下に「第十七條及び第十八條の二の規定にかかわらず、」を加え、同條第二項の次に次の一項を加える。

第十四條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條並びに第十九條の二の規定は、緊急自動車については、これを適用しない。

第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條の二 交通整理の行われていない交差点で左折し、又は右折しようとする車馬又は軌道車は、横断歩道において信号に従つて車馬又は軌道車の進路を通行してゐる歩行者の通行を妨げてはならない。

車馬又は軌道車は、交通整理の行われていない交差点において、横断歩道を通行する歩行者の安全を確認してから、徐行して進まなければならない。この場合においては、歩行者は、当然すべき注意をしないで車道に入り、又は車馬若しくは軌道車の進路に接近してはならない。

第二十三條第二項中「停止すること」ができる。」「を停止し、運轉者に對し、そのために必要な應急の措置を指示することができる。」「に改める。

第二十三條第二項中「停止すること」ができる。」「を停止し、運轉者に對し、そのために必要な應急の措置を指示することができる。」「に改める。

第二十三條第二項中「停止すること」ができる。」「を停止し、運轉者に對し、そのために必要な應急の措置を指示することができる。」「に改める。

第二十三條第二項中「停止すること」ができる。」「を停止し、運轉者に對し、そのために必要な應急の措置を指示することができる。」「に改める。

第二十三條第二項中「停止すること」ができる。」「を停止し、運轉者に對し、そのために必要な應急の措置を指示することができる。」「に改める。

第二十三條第二項中「停止すること」ができる。」「を停止し、運轉者に對し、そのために必要な應急の措置を指示することができる。」「に改める。

を指示することができる。「に改
る。

九

的、社会的地位の確立はもち論、各種労働条件の改善に重大な支障を生ずるから、選挙制度を改正せられ議員の公民権を行使できるより取り計らわれたいとの請願。

第九百六十九号 昭和二十四年四月二十八日受理

町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願

請願者 滋賀縣愛知郡稻枝村 向坂政平

紹介議員 西川甚五郎君

現在町村吏員に対しては、官公吏に準じて恩給制度が実施されているが、近年人件費、物件費等の高騰によつて國庫補助金の運営に困難をきたしているから、官公吏に対する支給額の増額に即應するため、町村吏員恩給組合に対し、國庫補助の増額を図られたいとの請願。

第九百七十五号 昭和二十四年四月二十八日受理

地方公務員法制定反対に関する請願

請願者 大阪市大正区役所内大 阪市職員組合大正区支部 部内 咲山保男

紹介議員 中井光次君

政府は今国会に地方公務員法案の提出を準備している由であるが、本法案は地方自治団体の職員に対して、政治活動の制限し、労働三法の適用を除外して労働者の権利である團結権、団体交渉権、団体行動をなくする等、新憲法に基く地方自治体をもい曲することとは明らかであるから、これが制定反対の措置を講ぜられたいとの請願。

第九百七十六号 昭和二十四年五月二日受理

地方財政確立に関する請願

請願者 横濱市長 石河京市 紹介議員 岡本愛祐君

現下の困難せる地方財政を打開するため、(一)入場税を市町村独立税とする、(二)府縣稅第二種事業稅及び特別所得稅を市の獨立税とすること、(三)道府縣配付稅と市町村配付稅との配付率を變更すること、(四)市債償還期限の延長並びに利率を引下げる、(五)地方財政法第十一條及び第十二條の經費負担区分を明確にすること等の措置を採られたいとの請願。

第九百七十九号 昭和二十四年五月六日受理

地方財政法中一部改正に関する請願

請願者 大阪府南河内郡志紀村 大阪府病院内 山本友香 外十一名

紹介議員 谷口彌三郎君

代用精神病院入院患者の入院及び治療に要する經費は精神病院法で府縣立精神病院に準じ地方費によつて支弁せられ、國庫はその六分の一ないし二分の一を補助することになつてゐるが、同法にはこれに対する明確な規定がないので、私立病院の運営が不安定であつて、精神病者の治療上憂うべき状態にあるから、地方財政法を改正して、代用精神病院入院料を、本年度から生活保護法の基準によつて、國庫より二分の一の補助をする旨を規定せられたいとの請願。

第九百八十三号 昭和二十四年五月六日受理

美術商に対する營業取締法制定の請願

請願者 東京都港区芝新橋七ノ 一 東京美術商商業

協同組合長 齊藤利助 外六名

紹介議員 國伊能君 西川昌夫君 林屋龜次郎君

美術商は、明治二十八年に制定された内務省令によつて、古道具、古書、古自轉車等の日常生活に必要な実用品を取り扱う古物商と同一法によつて取り扱はれてゐるが、美術商の取り扱う物品は、貴重な文化財であつて、業務上の取扱においても、防犯的な見地においても、古物商の範圍に含まれる必要のない業種であるから、文化國家再建の途上にある現下の実情にかんがみ、美術商のみを対象とする別箇の取締法を制定せられたいとの請願。

第九百八十三号 昭和二十四年五月二日受理

地方債のわく拡大に関する陳情

陳情者 兵庫縣知事 岸田幸雄 外九名

本年度の地方債總額は、前年度よりの繰越し分の三十六億圓を含めて二百三十三億と決定されたが、地方團體の土木、衛生、教育等の臨時經費は、地方債によつて賄うはかないのであるから、地方財政の窮乏打開のために、地方債のわくを拡大せられたいとの陳情。

第九百八十八号 昭和二十四年五月二日受理

衛生部存置に関する陳情

陳情者 山形市七日町八五六山 形縣製藥協会内 河田 五郎市

地方行政機構の整理案として衛生部を厚生部に廢合する由であるが、これは憲法第二十五條の主旨に反するものであり且つ、(一)總司令部の保健所運営方針に反し、(二)特殊な技術に立脚する衛生行政の後退をきたし、(三)衛生行政に対する國民の認識低下を招来する、(四)衛生行政の獨立予算編成及び執行を困難にする、(五)下級公共團體の衛生行政運営にも至大の影響を及ぼす等の弊害があるから、衛生行政の特性と重要性にかんがみ、地方廳衛生部を存置せられたいとの陳情。

第九百九十三号 昭和二十四年五月四日受理

都市計画法賦課率引上げに関する陳情

陳情者 德島縣德島縣土木部内 高野太郎

都市計画法は、都市計畫委員會費、都市計畫事業費、都市計畫に必要な調査等に充當すべき目的稅であるが、近年學校、公園、運動場等が都市計畫事業に包含され、又土地區画整理事業、幹線街道事業等の國庫補助が削減されたため、地方費の負担が増大して都市施設の充實及び都市計畫事業に大なる支障を及ぼしているから、都市計畫稅の賦課率を引き上げられたいとの陳情。

第九百九十五号 昭和二十四年五月六日受理

公共事業費中事務費國庫補助に関する陳情

陳情者 德島縣德島縣土木部内 高野太郎

戰時戰後を通じて、わが國土の荒廢は突にはなはだしく、その復旧復興は緊急を要するものである。しかるに、昭和二十四年度公共事業費中事務費の比率を削減し、人件費の計上を認めない由であるが、かくては事業遂行は不可

可能であり、又現下の府縣財政では到底これら費用の負担にたえないから、少くとも従來通りの事務費の比率を存置し、人件費の計上を認められたいとの陳情。